○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上小沢字大倉六二四九の一、六二四九の子、六二五〇、六二五二、六二五三の一、六二五三の二、六二五八、六二五九、六二五九の三から六二五九の八まで、六二五九の子、六二六四、六二七六の二一から六二七六の二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市安養寺字上ノ山乙一一七六、乙一一七八の三、乙一一七八の一二、乙一一七八の一三、乙一一七八の三八、乙一一七八の五九から乙一一七八の六一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐清水市以布利字シリカイ一一七の一一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡中土佐町大野見吉野一七二四の二、一七二六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字新荒シ八一八の二三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・八一八の二四・八一八の二五（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字屋敷裏八一四の四・八一六の五（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市滝山字百間二〇五四の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十九年四月十六日農林省告示第三百一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和四十五年十月十二日農林省告示第千四百五十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動車道「日高豊岡南道路」及び「八鹿日高道路」・兵庫県豊岡市上佐野字長尾谷地内から養父市八鹿町高柳字ナベ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び県道拡幅工事

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県豊岡市上佐野字長尾谷、字欠落、字アラホリ、字花ノ木、字溝谷、字大谷、字岡ノ本及び字屋敷、日高町竹貫字イガイ谷、字イナイ谷、字アツキ谷、字梅谷、字カツエ坂、字山開及び字北八代田、藤井字藤井ヘラエ、字五反田及び字大木谷、野々庄字南八代田及び字上器田、府中新字大目、山本字耳谷、字ミミイ谷、字耳谷草山、字堤谷、字アンナイ、字ベッソヲ、字大ナル、字奥谷、字バンガミ、字西垣、字法花寺、字岩谷及び字尼ヶ宮、祢布字亀谷、字大石、字木内谷、字小垣谷、字コガイ谷、字四反谷、字四反畑、字石ヶ坪、字定谷、字井森木、字ツバ草、字北構、字南構及び字丁子、久斗字川端及び字深原並びに浅倉字浪滝、字奥田、字休場、字天満及び字赤尾地内

兵庫県養父市八鹿町宿南字ソチ、字夜氣山、字榎谷、字広瀬、字ヒナタ山、字湯坪、字殿ケ谷、字見谷、字ミクラダ、字桐谷、字間馬、字百町、字漆田、字柳谷、字山ノ神、字ウトウ谷及び字高杉、青山字二又、三谷字ケビ谷及び字小林、九鹿字西山、字福地、字馬瀬、字岡、字八木畷及び字頃井、小佐字栂山並びに高柳字笹尾、字奥山田、字野原、字岸ノ下及び字ナベ地内

2　使用の部分　兵庫県豊岡市上佐野字長尾谷、字欠落、字アラホリ、字花ノ木、字溝谷及び字大谷、日高町上石字コズ及び字森谷、竹貫字森谷、字イガイ谷、字イナイ谷、字アツキ谷、字梅谷、字カツエ坂、字山開及び字北八代田、藤井字藤井ヘラエ、字五反田及び字大木谷、野々庄字南八代田、府中新字大目、山本字耳谷、字ミミイ谷、字耳谷草山、字堤谷、字アンナイ、字ベッソヲ、字大ナル、字奥谷、字バンガミ、字西垣、字法花寺、字岩